○法務省令第十三号

弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、弁護士となる資格に係る認定の手続等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月二十四日

法務大臣　上川　陽子

弁護士となる資格に係る認定の手続等に関する規則の一部を改正する省令

弁護士となる資格に係る認定の手続等に関する規則（平成十六年法務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（研修の指定） **第二条**　［略］ ２　前項の申請を行おうとする者は、法第五条の四第一項に規定する基準に適合する研修の日程及び内容その他研修の実施に関する計画を記載した書類を添えて、申請書を法務大臣に提出しなければならない。	（研修の指定） **第二条**　［同上］ ２　前項の申請は、法第五条の四第一項に規定する基準に適合する研修の日程及び内容その他研修の実施に関する計画を記載した書面を添えて、申請書を法務大臣に提出することにより行う。

［別記様式第２面～第15面　略］

（第１面）

別記様式（第４条関係）

認　定　申　請　書

写真（４cm×３cm）申請前６か月以内に撮影したものであること。

法務大臣　殿

（ふりがな）
氏名

生年月日　　年　月　日

本籍（外国人にあっては国籍）

性別　□男　□女

（〒　　）
住所

電話番号
ＦＡＸ　　メールアドレス

収入印紙

弁護士となる資格の認定を受けるための要件
※該当するものはすべて記載してください。

□司法試験　　年　月　日合格

□検察官特別考試　　年　月　日合格

	在った職又は従事した職務	在職期間又は職務に従事した期間	在職期間又は職務に従事した期間等の内容
□	法第５条第１号（簡易裁判所判事等）	年　月	在職期間等については別紙１に記載のとおり
□	法第５条第２号イ（企業法務の担当者等）	年　月	職務に従事した期間及び職務の内容については別紙２に記載のとおり
□	法第５条第２号ロ（公務員）	年　月	職務に従事した期間及び職務の内容については別紙３に記載のとおり
□	法第５条第３号（考試を経た検察官）	年　月	在職期間等については別紙４に記載のとおり
□	弁護士法の一部を改正する法律（平成16年法律第73号）附則第２条第３項の規定の適用を受けようとする場合（大学の教授・准教授）	年　月	在職期間等については別紙５に記載のとおり
		通算　年　月	
□	弁護士法の一部を改正する法律附則第３条第２項の規定により読み替えられた第５条第３号ロに定める者（大学の教授・准教授）	年　月	在職期間等については別紙６に記載のとおり

私は、上記の事実を基礎として、弁護士法第５条の規定による認定を受けたいので、弁護士となる資格に係る認定の手続等に関する規則に定める書類を添えて申請します。なお、添える書類の写しは、原本と相違ありません。

年　月　日

（記名）

担当官

注　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

［別記様式第２面～第15面　同上］

（第１面）

別記様式（第４条関係）

認　定　申　請　書

写真（４cm×３cm）申請前６か月以内に撮影したものであること。

法務大臣　殿

（ふりがな）
氏名

生年月日　　年　月　日

本籍（外国人にあっては国籍）

性別　□男　□女

（〒　　）
住所

電話番号
ＦＡＸ　　メールアドレス

収入印紙

弁護士となる資格の認定を受けるための要件
※該当するものはすべて記載してください。

□司法試験　　年　月　日合格

□検察官特別考試　　年　月　日合格

	在った職又は従事した職務	在職期間又は職務に従事した期間	在職期間又は職務に従事した期間等の内容
□	法第５条第１号（簡易裁判所判事等）	年　月	在職期間等については別紙１に記載のとおり
□	法第５条第２号イ（企業法務の担当者等）	年　月	職務に従事した期間及び職務の内容については別紙２に記載のとおり
□	法第５条第２号ロ（公務員）	年　月	職務に従事した期間及び職務の内容については別紙３に記載のとおり
□	法第５条第３号（考試を経た検察官）	年　月	在職期間等については別紙４に記載のとおり
□	弁護士法の一部を改正する法律（平成16年法律第73号）附則第２条第３項の規定の適用を受けようとする場合（大学の教授・准教授）	年　月	在職期間等については別紙５に記載のとおり
		通算　年　月	
□	弁護士法の一部を改正する法律附則第３条第２項の規定により読み替えられた第５条第３号ロに定める者（大学の教授・准教授）	年　月	在職期間等については別紙６に記載のとおり

私は、上記の事実を基礎として、弁護士法第５条の規定による認定を受けたいので、弁護士となる資格に係る認定の手続等に関する規則に定める書類を添えて申請します。

年　月　日

（署名）

担当官

注　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和三年三月三十一日から施行する。